

令和4年

第1回市議会定例会 議案第31号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第2条関係）

区 分			単 位	金 額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による同	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸（法第5条第4項の規定による認定の申請にあつては、申請につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未確認新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあつては、評価機関未確認新築手数料基礎額）
			ア 1戸	46,000円
			イ 2戸以上5戸以内	106,000円
			ウ 6戸以上10戸以内	169,000円
			エ 11戸以上30戸以内	332,000円

第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（以下この表において「計画認定」という。）（法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	法第6条の2第3項または第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認（以下この表において「長期使用構造等確認」という。）を受けていないもの			オ 31戸以上50戸以内 592,000円 カ 51戸以上 100戸以内 1,010,000円 キ 101戸以上 200戸以内 1,870,000円 ク 201戸以上 300戸以内 2,670,000円 ケ 301戸以上 3,270,000円
	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	1戸（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未確認増改築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、評価機関未確認増改築手数料基礎額）	ア 1戸 65,000円 イ 2戸以上5戸以内 149,000円 ウ 6戸以上10戸以内 237,000円 エ 11戸以上30戸以内 467,000円 オ 31戸以上50戸以内 833,000円 カ 51戸以上 100戸以内 1,420,000円 キ 101戸以上 200戸以内 2,630,000円 ク 201戸以上 300戸以内 3,760,000円 ケ 301戸以上 4,610,000円
	(2) 長期	計画	1戸	次に掲げる認定の申請に係る1棟

使用構造等確認を受けたもの	認定に係る工事種別が新築の場合	<p>(法第5条第4項の規定による認定の申請にあつては、申請1件につき</p> <p>の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関確認済新築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあつては、評価機関確認済新築手数料基礎額）</p> <p>ア 1戸 14,000円 イ 2戸以上5戸以内 24,000円 ウ 6戸以上10戸以内 39,000円 エ 11戸以上30戸以内 64,000円 オ 31戸以上50戸以内 101,000円 カ 51戸以上 100戸以内 153,000円 キ 101戸以上 200戸以内 257,000円 ク 201戸以上 300戸以内 325,000円 ケ 301戸以上 369,000円</p>
	計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合	<p>1戸（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、次に掲げる認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関確認済増改築手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による認定の申請にあつては、評価機関確認済増改築手数料基礎額）</p> <p>ア 1戸 19,000円 イ 2戸以上5戸以内 34,000円 ウ 6戸以上10戸以内 54,000円 エ 11戸以上30戸以内 90,000円</p>

			ては、申請1件)につき	オ 31戸以上50戸以内 142,000円 カ 51戸以上 100戸以内 215,000円 キ 101戸以上 200戸以内 362,000円 ク 201戸以上 300戸以内 457,000円 ケ 301戸以上 519,000円
2 計画認定（法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	(1) 長期使用構造等確認を受けていないもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、申請1件)につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請手数料相当額」という。）と評価機関未確認新築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、当該合算した額）
		計画認定に係る工事種別が増築または	1戸（法第5条第4項または第5項	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関未確認増改築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額（法第5条第4項または第5項の規定による

	は改築の場合	の規定による認定の申請にあっては、申請1件)につき	認定の申請にあっては、当該合算した額)
(2) 長期使用構造等確認を受けたもの	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸(法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、申請1件)につき	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関確認済新築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額(法第5条第4項の規定による認定の申請にあっては、当該合算した額)
	計画認定に係る工事種別が増築または	1戸(法第5条第4項または第5項	認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請手数料相当額と評価機関確認済増改築手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定の申請の総数で除して得た額(法第5条第4項または第5項の規定による

		は改築の場合	の規定による認定の申請にあっては、申請1件)につき	認定の申請にあっては、当該合算した額)
3 法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定（以下この表において「計画変更認定」	(1) 長期使用構造等確認を受けていないもの（法第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更があるものに限る。）	計画認定に係る工事種別が新築の場合	1戸（法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあっては、申請1件)につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未確認新築変更手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額（法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあっては、評価機関未確認新築変更手数料基礎額）
		計画	1戸	次に掲げる変更の認定の申請に係る
				ア 1戸 26,000円
				イ 2戸以上5戸以内 59,000円
				ウ 6戸以上10戸以内 95,000円
				エ 11戸以上30戸以内 182,000円
				オ 31戸以上50戸以内 325,000円
				カ 51戸以上 100戸以内 556,000円
				キ 101戸以上 200戸以内 1,010,000円
				ク 201戸以上 300戸以内 1,430,000円
				ケ 301戸以上 1,740,000円

<p>という。) (法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がない場合限り、住宅の建築に関する工事の着手</p>		<p>認定に係る工事種別が増築または改築の場合</p>	<p>(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、申請1件)につき</p>	<p>る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未確認増改築変更手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、評価機関未確認増改築変更手数料基礎額)</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>1戸</td> <td>37,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>2戸以上5戸以内</td> <td>84,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>6戸以上10戸以内</td> <td>134,000円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>11戸以上30戸以内</td> <td>256,000円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>31戸以上50戸以内</td> <td>457,000円</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>51戸以上100戸以内</td> <td>783,000円</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>101戸以上200戸以内</td> <td>1,430,000円</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>201戸以上300戸以内</td> <td>2,020,000円</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>301戸以上</td> <td>2,450,000円</td> </tr> </table>	ア	1戸	37,000円	イ	2戸以上5戸以内	84,000円	ウ	6戸以上10戸以内	134,000円	エ	11戸以上30戸以内	256,000円	オ	31戸以上50戸以内	457,000円	カ	51戸以上100戸以内	783,000円	キ	101戸以上200戸以内	1,430,000円	ク	201戸以上300戸以内	2,020,000円	ケ	301戸以上	2,450,000円
ア	1戸	37,000円																													
イ	2戸以上5戸以内	84,000円																													
ウ	6戸以上10戸以内	134,000円																													
エ	11戸以上30戸以内	256,000円																													
オ	31戸以上50戸以内	457,000円																													
カ	51戸以上100戸以内	783,000円																													
キ	101戸以上200戸以内	1,430,000円																													
ク	201戸以上300戸以内	2,020,000円																													
ケ	301戸以上	2,450,000円																													
<p>予定期もしくは完了予定期、譲受人の決定</p>	<p>(2) 長期使用構造等確認を受けていないもの(法第2条第4項に規定</p>	<p>計画認定に係る工事種別が新築の場合</p>	<p>1戸(法第8条第2項において準用する法第</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関確認済新築変更手数料基礎額」という。)を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変</p>																											

<p>の予定時期または法第5条第4項に規定する区分所有住宅の管理者等（以下この表において単に「区分所有住宅の管理者等」という。）の選任の予定時期のみの変更の認定を申</p>	<p>する長期使用構造等の変更がないものに限る。）または長期使用構造等確認を受けたもの</p>	<p>5条第4項の規定による変更の認定の申請にあっては、申請1件につき</p>	<p>更の認定の申請にあっては、評価機関確認済新築変更手数料基礎額)</p> <table border="0"> <tr><td>ア</td><td>1戸</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>2戸以上5戸以内</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>6戸以上10戸以内</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>エ</td><td>11戸以上30戸以内</td><td>48,000円</td></tr> <tr><td>オ</td><td>31戸以上50戸以内</td><td>79,000円</td></tr> <tr><td>カ</td><td>51戸以上100戸以内</td><td>125,000円</td></tr> <tr><td>キ</td><td>101戸以上200戸以内</td><td>208,000円</td></tr> <tr><td>ク</td><td>201戸以上300戸以内</td><td>261,000円</td></tr> <tr><td>ケ</td><td>301戸以上</td><td>289,000円</td></tr> </table>	ア	1戸	10,000円	イ	2戸以上5戸以内	18,000円	ウ	6戸以上10戸以内	30,000円	エ	11戸以上30戸以内	48,000円	オ	31戸以上50戸以内	79,000円	カ	51戸以上100戸以内	125,000円	キ	101戸以上200戸以内	208,000円	ク	201戸以上300戸以内	261,000円	ケ	301戸以上	289,000円
	ア	1戸	10,000円																											
イ	2戸以上5戸以内	18,000円																												
ウ	6戸以上10戸以内	30,000円																												
エ	11戸以上30戸以内	48,000円																												
オ	31戸以上50戸以内	79,000円																												
カ	51戸以上100戸以内	125,000円																												
キ	101戸以上200戸以内	208,000円																												
ク	201戸以上300戸以内	261,000円																												
ケ	301戸以上	289,000円																												
<p>計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合</p>	<p>1戸（法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申</p>	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関確認済増改築変更手数料基礎額」という。）を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額（法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあっては、評価機関確認済増改築変更手数料基礎額)</p> <table border="0"> <tr><td>ア</td><td>1戸</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>イ</td><td>2戸以上5戸以内</td><td>26,000円</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>6戸以上10戸以内</td><td>43,000円</td></tr> <tr><td>エ</td><td>11戸以上30戸以内</td><td>67,000円</td></tr> <tr><td>オ</td><td>31戸以上50戸以内</td><td>111,000円</td></tr> <tr><td>カ</td><td>51戸以上100戸以内</td><td>176,000円</td></tr> <tr><td>キ</td><td>101戸以上200戸以内</td><td></td></tr> </table>	ア	1戸	15,000円	イ	2戸以上5戸以内	26,000円	ウ	6戸以上10戸以内	43,000円	エ	11戸以上30戸以内	67,000円	オ	31戸以上50戸以内	111,000円	カ	51戸以上100戸以内	176,000円	キ	101戸以上200戸以内								
ア	1戸	15,000円																												
イ	2戸以上5戸以内	26,000円																												
ウ	6戸以上10戸以内	43,000円																												
エ	11戸以上30戸以内	67,000円																												
オ	31戸以上50戸以内	111,000円																												
カ	51戸以上100戸以内	176,000円																												
キ	101戸以上200戸以内																													

<p>請する場 合および 法第9条 第1項ま たは第3 項の規定 による場 合を除く。)</p>			<p>請にあつ ては、申 請1件)に つき</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td>293,000円</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>201戸以上 300戸以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>367,000円</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>301戸以上</td> <td>407,000円</td> </tr> </table>			293,000円	ク	201戸以上 300戸以内				367,000円	ケ	301戸以上	407,000円
		293,000円														
ク	201戸以上 300戸以内															
		367,000円														
ケ	301戸以上	407,000円														
<p>4 計 画変 更認 定（ 法第 8条 第2 項に おい て準 用す る法 第6 条第 2項 の規 定に よる 申出 があ る場 合に</p>	<p>(1) 長期 使用構 造等確 認を受 けてい ないも の（法 第2条 第4項 に規定 する長 期使用 構造等 の変更 がある ものに 限る。）</p>	<p>計画 認定に 係る工 事種別 が新築 の場合</p>	<p>1戸 （法 第8 条第 2項 にお いて 準用 する 法第 5条 第4 項の 規定 による 変更 の認定 の申 請にあ つては、</p>	<p>変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額（当該変更の認定の申請に係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあっては、当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額）（以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。）と評価機関未確認新築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額（法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあっては、当該合算した額）</p>												

<p>限り、住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期、譲受人の決定の予定時期または区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期のみの変更の認定を申請する場合</p>		申請 1件) につき	
	<p>計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合</p>	<p>1戸 (法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあつては、申請1件)につき</p>	<p>変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関未確認増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額（法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあつては、当該合算した額）</p>
	<p>(2) 長期使用構造等確認を受</p>	<p>計画認定に係る工</p>	<p>1戸 (法第8条第</p> <p>変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関確認済新築変更手数料基礎額とを合算</p>

<p>および法第9条第1項または第3項の規定による場合を除く。)</p>	<p>けていないもの(法第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更に限る。)または長期使用構造等確認を受けたもの</p>	<p>事種別が新築の場合</p>	<p>2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあつては、申請1件につき</p>	<p>した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請にあつては、当該合算した額)</p>
		<p>計画認定に係る工事種別が増築または改築の場合</p>	<p>1戸(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の</p>	<p>変更の認定の申請に係る住戸の属する1棟の住宅について確認申請変更手数料相当額と評価機関確認済増改築変更手数料基礎額とを合算した額を当該申請および当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更の認定の申請の総数で除して得た額(法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあつては、当該合算した額)</p>

		規定による変更の認定の申請にあつては、申請1件)につき	
5	計画変更認定（住宅の建築に関する工事の着手予定時期もしくは完了予定時期，譲受人の決定の予定時期または区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）	1戸（法第8条第2項において準用する法第5条第4項または第5項の規定による変更の認定の申請にあつては、	1,000円

	申請 1件) につ き	
6 法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合または同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合における計画変更認定	1戸 (法 第9 条第 3項 の規 定に よる 法第 8条 第1 項の 変更 の認 定の 申請 にあ って は、 申請 1件) につ き	1,600円
7 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認	1戸 (法 第5 条第 4項 の規 定に よる 認定 の申	1,600円

請に基づき法第6条第1項の認定を受けた地位または法第8条第2項において準用する法第5条第4項の規定による変更の認定の申請に基づき法第8条第1項の変更の認定を

	受けた地位の承継の承認の申請にあつては、申請1件)につき	
8 法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可	申請1件につき	160,000円

備考 この表の1の項から4の項までの規定により手数料として算定される額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、1,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第11の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にあった申請に係る手数料について適用し、施行日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第2

条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同項の長期優良住宅建築等計画の変更および地位の承継に係る手数料（施行日以後の申請に係るものに限る。）については、改正後の別表第11の規定は適用せず、改正前の別表第11の規定は、なおその効力を有する。

- 4 改正法の施行の日前に改正前の別表第11に規定する評価機関審査を受けた住宅について、附則第2項の規定により改正後の別表第11の規定の適用がある場合は、当該住宅は、改正法第3条の規定による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項または第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認を受けたものとみなす。

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務について、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅であるかどうかに関して登録住宅性能評価機関が行う確認に関する規定を整備し、ならびに区分所有住宅の分譲事業者の申請に係る認定等および住宅の容積率に関する特例の許可に係る手数料を定めるため